

幼保連携型認定こども園 すえさみこども園 重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始にあたり、幼保連携型認定こども園すえさみこども園が保護者の方に説明すべき内容は、次の通りです。尚、掲載情報は令和8年度のものであります。またこの情報事項は、お子様が卒園されるまで有効とします。

1 施設運営主体

名称	社会福祉法人 末佐美福祉会
所在地	石川県小松市日末町ニ 111-3
電話番号	0761-44-2074
代表者名	理事長 成田 浩

2 利用施設

施設の種類	幼保連携型認定こども園
施設の名称	すえさみこども園
施設の所在地	石川県小松市日末町ニ 111-3
連絡先	TEL 0761-44-2074 携帯 080-3749-7477 FAX 0761-44-3861
管理者	園長 三部 秀美
対象児童	保育を必要とする満3歳未満の子ども（以下「3号認定子ども」という） 保育を必要とする満3歳以上の子ども（以下「2号認定子ども」という） 保育を必要としない満3歳以上の子ども（以下「1号認定子ども」という）
利用定員	3号認定子ども 25人 2号認定子ども 30人 1号認定子ども 10人

3 施設目的・運営の方針

- ① 本園は、入園する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- ② 本園は、教育及び保育に関する専門性を有する職員が、家庭との親密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、教育及び保育を一体的に行います。本園は、社会的期待や願いに応えられる創意と活力ある教育及び保育活動をすすめ、子ども、保護者、地域に信頼されるよう努めます。
- ③ 本園は、安心、安定した情緒と落ち着いた環境の中で、健やかで豊かな心と体が育つよう、教育及び保育を行います。
- ④ 本園は、園児の属する家庭や地域と様々な社会資源との連携を図りながら、子どもの保護者に対する支援を行うよう努めます。

4 本園における施設・設備等の概要

施設

敷地	敷地全体	2248.42 m ²
	園庭	380 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造り 2階建て
	延べ面積	755.75 m ²

主な設備

設備	部屋数	備考
2階ほふく室	4室	ひよこ組（0歳児クラス）
2階乳児室		つぼみ組（1歳児クラス）
1階教育及び保育室	4室	ちゅうりっぷ組（2歳児クラス）
		さくら組（3歳児クラス）
		すみれ・たんぼぼ組（4・5歳児混合クラス）
		プレイルーム（早朝・延長保育、多目的に活動する保育室）
遊戯室（ホール）	1室	
給食室	1室	
職員室	1室	
保健室	1室	

5 職員の職種、職員数

園長（1） 副園長（1） **主幹保育教諭（1）** 保育教諭（小松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に基づき定める職員配置数に応じた人数） 看護師（1） 栄養士（1） 調理員（1） 事務員（1） 保育補助（2） バス運転手（1） 学校医（1） 学校歯科医（1） 学校薬剤師（1）

6 開園日、開園時間及び休園日

① 本園の開園日、開園時間は次の通りとします。

○1号認定

・平日（月～金） 7：00～14：00

・土曜日 園長が必要と認めた場合は開園とします。

○2・3号認定

- ・平日及び土曜日 保育標準時間 7:00～18:00
保育短時間 8:00～16:00

② 次に定める時間について預かり保育、延長保育を行います。

○1号認定

- ・平日（月～金） 14:00～16:00まで預かり保育
- ・土曜日 園長が必要と認めた場合は16:00まで預かり保育とします。

○2・3号認定

- ・平日及び土曜日 保育短時間 16:00～17:00まで預かり保育
保育標準時間 18:01～19:00まで延長保育

③ 本園の休園日は次の通りとします。

- ・日曜日、国民の休日、国民の祝日
- ・年末年始（12月30日～1月4日）

○ 1号認定のこどもはさらに次の日を休園日とします。

但し、園長が必要と認めた場合は登園することができます。

- ・夏季休園日 8月14日～8月16日まで
- ・冬季休園日 12月28日～1月5日まで
- ・春季休園日 3月28日～3月31日まで

*延長保育の利用にあたっては、通常の利用料の他に別途必要となります。

（別表1をご覧ください）

*早朝保育、延長保育、土曜保育を希望される方は、申請書（勤務証明書）の提出が必要です。

*住所、家族構成、保護者の勤務先、勤務形態等に変更があった場合は変更届が必要です。

7 提供する教育及び保育の内容

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく、特定教育及び保育の提供を適切に行います。

① 発達の連続性を考慮します。

0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を提供します。

② 様々な年齢の園児の発達の特性を大切にします。

満3歳未満の園児については、特に健康、安全や発達の確保を図ります。

満3歳以上の園児については、同一学年の園児で編成される学級による集団生活の中で遊びを中心とする園児の主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるようにします。

③ 養護の行き届いた環境に努めます。

園児一人一人が安定感を持って過ごし、自分の気持ちを安心して表すことが出来るようにするとともに、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにします。

④ バス送迎をしています。

希望者については、園バスによる送迎を実施します。（ただし別途必要です。別表1をご覧ください）

⑤食事の提供

- ・献立表は毎月末にホームページでお知らせします。
- ・食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談下さい。
除去食の場合は、医師の指示書が必要です。(用紙は園にあります)
- ・1号認定、3歳児以上の2号の子どもは給食料金は別途必要です。
食事の提供時間は、0歳～2歳は11時30分、3歳～5歳児は12時です。

⑥教育・保育を行う日及び時間等

- ・こども園の教育日数は、1年を通して39週以上とします。
- ・一日の教育時間は、4時間以上とします。

【地域子ども・子育て支援】

保護者及び地域の子育て家庭への支援に取り組みます。

保護者と共に、お子様の成長の喜びを共有し、保護者との相互理解を図るように努めます。

*一時預かり(未就園児)

- ・時間 : 9:00～16:00
- ・受付日: 土・日、祝日は除く

*一時預かり(当園にマイ保育園登録された未就園児)

事前に予約と申請書の提出が必要です。

- ・時間 : 9:00～11:30
- ・受付日: 土・日、祝日は除く

8 緊急時の対応

①本園には、緊急時対応のため**緊急連絡カード**にて、緊急時の連絡先、かかりつけ医療機関等の届出をしていただきます。勤務先や住所が変わった場合、勤務がお休みの日など普段と異なる連絡先の場合は必ずお知らせください。

*保護者と連絡が取れない場合には、子どもの身体の安全を最優先させ、本園が指定する機関でしかるべき治療の対処を行いますのであらかじめご了承ください。場合によっては、子どもの安全のため救急車を呼ぶこともあります。

②「一斉メール配信システム (eメッセージ)」に登録をお願いします。

*非常時災害時の連絡手段として使用します。

また、園からのお知らせ (メール配信) にも利用しています。

9 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、施設防災計画等により対応致します。
防災設備	自動火災報知機、消火器具、消防機関へ通報する火災報知設備 拡声器、誘導灯および誘導標識、防災用カーテン
避難・消火訓練	避難および消火の訓練は毎月1回実施します。
避難場所	園庭、職員駐車場、日末小学校、日末小学校運動場
近隣の緊急連絡先	警察署 110番 小松警察署 (0761) 22 - 0110 日末駐在所 (0761) 43 - 0099
	消防署 119番 小松市消防本部 (0761) 20 - 1119 南消防署 (0761) 44 - 2591

10 保険に関する事項

本園では怪我や事故に備えて、保険に加入しています。

保険会社は日本スポーツ振興センター及び損害保険ジャパンです。

11 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報等、職務上知りえた個人情報は、給付事務に限って利用します。

12 登降園についてのお願い

*お子様と手をつないで登降園して下さい。(子どもの飛び出しがないように要注意)

*駐車場内及び路上でのいかなる事故等についても本園では補償致しかねますので、細心の注意をもって運転してください。

*降園時は他車の駐車の妨げになるため、速やかにお帰りください。

*防犯のため玄関を施錠しますので、鍵がかかっている場合はインターフォンを押してクラスとお子様の名前をお呼びください。

13 要望・苦情および不適切な保育に関する相談窓口

本園では、要望・苦情・不適切な保育等に係る相談窓口を以下の通り配置しています。

ご利用相談窓口	窓口担当者	副園長 大坂 里依
	解決担当者	園長 三部 秀美
	ご利用時間	本園開園日、開園時間内
	電話番号	(0761) 44-2074
	FAX 番号	(0761) 44-3861
苦情解決及び不適切な保育責任者	園長 三部 秀美	
第三者委員	末佐美福祉会元理事長	奥田 直人 宮前 豊
	末佐美福祉会元理事	土山 満晴

※担当者不在の場合は、本園職員までお申し出下さい。

1.4 利用料金について ※別表1をご覧ください

①特定教育・保育に係る利用者負担額

支給認定した市町村が定める基本利用料をお支払いいただきますが、幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳児（満3歳児は1号認定のみ）、4歳児、5歳児の「保育料」が無償となります。ただし、給食費、その他の費用については、保護者負担となります。

②特定教育・保育の提供に要するその他利用負担金等

- ・保護者会費（全児）、**スポーツ教室代**（4・5歳児）、英語教室代（2・3・4・5歳児）、絵本代（3.4.5歳児のみ）
- ・通園バス料金（利用者のみ）

通園バス利用申込みは年4回（3・6・9・12月）行います。それ以外は受け付けません。通園バス利用対象年齢は1歳半からです。

1.5 支払方法

- ・毎月保護者指定金融機関の口座から自動引落（以下、口座振替）により支払して頂きます。引落日は毎月22日になります。22日が土・日曜日の場合は翌日となります。
- ・毎月20日までに当月分自動振替のお知らせを配布します。
- ・園長が特に認めた場合は、現金による納入を認める場合があります。

※別表1

【特定教育・保育に係る利用者負担額】

名 称		利用料	説 明
預かり保育	預かり保育料	0円/月	1号認定
		100円/時	保育短時間 16:01~17:00
預かり保育	おやつ代	100円/時	保育標準時間 17:01~18:14
延長保育	延長保育料	100円/時	保育標準時間 18:01~19:00
一時預かり保育	一時預かり料	1000円	9:00~12:00まで
		1000円	12:00~16:00まで（昼食込み）
給食料金（1号認定こども）		5000円/月	第2子以降は半額
給食料金（2号認定こども）		6000円/月	

【特定教育・保育の提供に要するその他利用負担金】

	第1子	第2子
保護者会費	600円	350円
スポーツ教室代	700円（4.5歳児のみ）	
英語教室代	500円（2.3.4.5歳児のみ）	
絵本代	500円前後（3.4.5歳児のみ）	

【通園バス利用料金】

送迎区域	日末校下以外	日末官舎・日末校下内
料金	往復 2000 円 片道 1000 円	往復 1000 円 片道 500 円

(附則) 本規則は 平成 28 年 4 月 1 日より施行
平成 30 年 4 月 1 日より施行
平成 31 年 4 月 1 日より施行
令和元年 10 月 1 日より施行
令和 2 年 4 月 1 日より施行
令和 3 年 4 月 1 日より施行

令和 4 年 4 月 1 日より施行
令和 5 年 4 月 1 日より施行
令和 6 年 4 月 1 日より施行
令和 7 年 4 月 1 日より施行
令和 8 年 4 月 1 日より施行